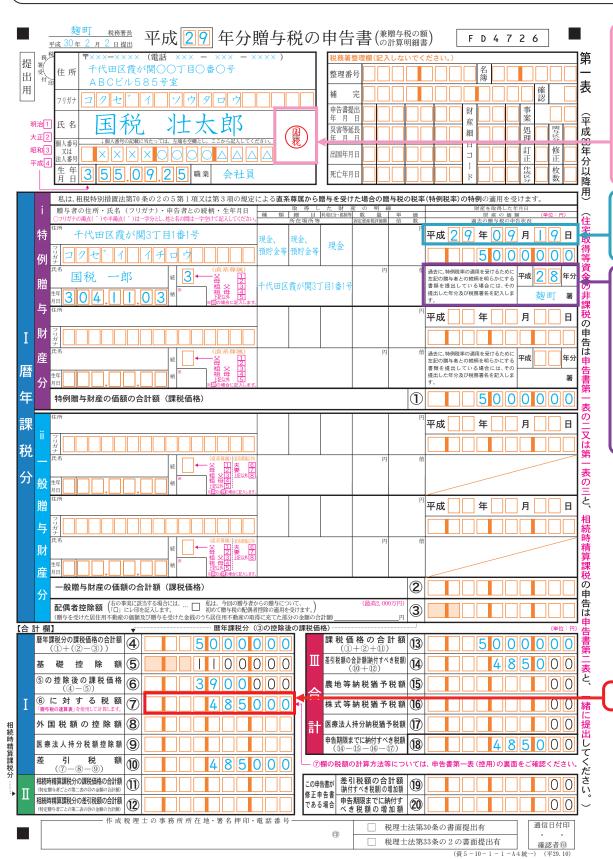
### 3 申告書の作成例

## 【事例1】暦年課税(特例税率)を適用する場合

私は、祖父から現金 500 万円の贈与を受けました。祖父は直系尊属であり、平成 29 年 1 月 1 日において、私は 20 歳以上ですので、「特例税率」(注) を適用して暦年課税により申告します。 なお、私は、平成 28 年分の贈与税の申告において、祖父(国税一郎)からの贈与について、「特例税率」の適用を受けるために、贈与者との続柄を明らかにする書類を申告書に添付して麹町税務署へ提出しています。

(注)「特例税率」については、2ページを参照してください。



記入漏れが 多い箇所で すので注意し てください。

過税受に与をるしにたいのる記のかをる提び、分別書では年務といい、「分署までは年務といい、「分署までは日報のがをの提別をする。

転記します。

成 28

年 分以

降 用

特

贈

**写財** 

産 文は

般 贈

与財 産

の いず れ か 方

の

みを取

得し

た場

슴

用

「特例贈与財産」(2ページ参照)のみを贈与により取得し、「特例税率」を適用して贈与税額を 計算する場合には、87ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」の「○特例贈与財産のみ を贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)」により贈与税額を計算

なお、この「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」は、申告書と併せて提出する必要はありま せん。

# 贈与税(暦年課税)の税額の計算明細

(注) この計算明細は、贈与税(暦年課税)の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する 必要はありません(申告書と併せて提出する必要はありません。)。

「確定申告書等作成コーナー」の贈与税の申告書作成コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力 すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

#### ● 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。)が、直系 尊属(父母や祖父母など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額 は、「特例税率」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	5,000,000円
基礎控除額	B	1, 100, 000 円
□の控除後の課税価格【凪-□】	C	3,900,000円
<ul><li>□に対する税額</li><li>※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】</li><li>を使用して計算します。</li><li>(申告書第一表の⑦欄に転記します。)</li></ul>	D	485,000円

(例) 特例贈与財産 6,000,000 円を取得した場合 特例贈与財産の価額の合計額(图)から基礎控除額(图) を控除した課税価格(区)に【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して税額(D)を計算します。

□4,900,000 円×20% (特例税率) -300,000 円 (控 除額) = 🗍 680,000 円

#### 【谏算表 (特例贈与財産用)】

	基礎 控 除 後	2,000 千円	-,	6,000 千円	,		30,000 千円	,	45,000 千円
0	) 課 税 価 格	以下	以下	以下	以下	以下	以卜	以下	超
特	持例 税 率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控	控除額 (特例税率)	_	100 千円	300 千円	900 千円	1,900 千円	2,650 千円	4,150 千円	6,400 千円

- 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、 贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系卑属に該当す ることを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を 受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名 を記入し、当該書類を重ねて提出する必要はありません。
- ①「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円
- ②「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額(1,100千円)を 差し引いた後の課税価格※が3,000千円を超えるとき
- ※「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額(1,100 千円)と配偶者控除額を差し引いた後の課税価 格となります

特例贈与財産の価額の合計額(囚5,000,000円)から基礎控除額(囚1,100,000円)を控除した 課税価格(四3,900,000 円)に【速算表(特例贈与財産用)】の「基礎控除後の課税価格」の区分に 応じた特例税率(15%)及び控除額(100,000円)を使用して贈与税額(回485,000円)を計算しま す。

#### -般贈与財産のみを贈与により取得した場合

「一般贈与財産」(2ページ参照)のみを贈与により取得し、「一般税率」を適用して贈与税額を 計算する場合には、87ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」の「○一般贈与財産の みを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合) により贈与税額 を計算してください。